



島根県報

令和6年2月29日（木）

号外 第 1 7 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【内水面漁管委指示】

水産動物の採捕の禁止

2

内水面漁場管理委員会指示**島根県内水面漁場管理委員会指示第6-1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、ゴギの繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和6年2月29日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 制限の内容

次に掲げる河川においては、水産動物を採捕してはならない。

ただし、試験研究等を目的として、島根県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

- (1) 斐伊川水系頓原川支流の位出谷川（飯石郡飯南町頓原27の3地先の砂防堰堤より上流に限る。）、牛谷川及び内容川
- (2) 高津川水系紙祖川支流の伊源谷川
- (3) 高津川水系福川川支流の右ヶ谷川

2 指示の有効期間

令和6年3月1日から令和9年2月28日まで